

令和5年度 下関市職員採用試験案内

環境整備員 自動車整備士

受付期間 令和5年 7月 1日(土)～令和5年 8月10日(木)

第1次試験 令和5年 9月17日(日)

1 試験区分等

(1) 試験区分、採用予定数及び受験資格

試験区分	採用予定数	受験資格
環境整備員	2名程度	昭和58年4月2日～平成18年4月1日生まれの者で、学校教育法に規定する高等学校及びこれと同等と認められる学校を卒業又は令和6年3月卒業見込みの者（「高等学校卒業程度認定試験」合格者を含む。）
自動車整備士	1名程度	昭和39年4月2日以降に生まれた者で、二級自動車整備士以上（ガソリン、ディーゼルの両方）の資格を有している者（来春取得見込みを含む。）

(2) 欠格条項

次の各号の一に該当する場合は、受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 下関市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 欠格条項に該当することが判明した場合は合格が無効となります。

また、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

2 試験日時・場所及び試験の方法・内容等

(1) 第1次試験

日時・場所	試験の方法・内容		
令和5年9月17日(日) 午前9時集合 下関市立大学 (下関市大学町二丁目1-1)	環境整備員	教養試験	高校卒業程度の一般教養についての択一式による筆記試験 <2時間>
	自動車整備士		

(2) 試験結果の通知

第1次試験の結果については、下関市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。
なお、合格者には文書で通知します。

(3) 第2次試験（第1次試験合格者を対象に実施します）

日時・場所	試験の方法・内容	
第1次試験合格通知の際にお知らせします。	面接	個別面接を行います。
	作文	課題を与えます。 <1時間>
	体力検査	職務の遂行に必要な体力の検査を行います。

3 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

最終合格者は、原則として令和6年4月1日以降に採用されます。
採用後は、環境部に配属され、環境整備員はごみの収集、運搬及び処分作業等を行い、
自動車整備士は、自動車の整備士としての業務の他、ごみの収集、運搬及び処分作業等
を行います。
なお、入庁日までに採用要件（受験資格）を満たさない場合、採用は無効となります。

(2) 初任給（給料）

環境整備員 151,900円（18歳 高校卒の場合）

自動車整備士 197,900円（【例】高校卒、民間企業10年勤務）

注1）初任給は、給与改定等により増減することがあります。また、各人の経歴等によって異なります。

注2）給料の他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

4 受験手続

(1) 申込方法

原則インターネットによる申込み（電子申請）を行ってください。

※試験実施の変更等の連絡を電子メールでお伝えできるため、できる限り電子申請を行ってください。

手続き方法等の詳細は、下関市ホームページを確認してください。

※電子申請での申込みができない方に限り、持参又は郵送での受付も行います。下記手順で申込書を請求の上、提出してください。

○申込書の請求方法

封筒の表に請求を希望する試験区分（「環境整備員」、「自動車整備士」）を赤字で記入し、140円切手を貼った宛先明記の角形2号の返信封筒を同封して、期限までに上記提出先に郵送してください。

郵送による申込書請求期限：令和5年8月3日（木）まで（必着）

※職員課へ直接受取りに来られる場合は、受付期間の最終日の17時15分まで配布します。

○提出先

〒750-8521 下関市南部町1-1 下関市 総務部 職員課 宛
(市役所本庁舎東棟4階)

○提出する書類 下関市職員採用試験申込書

※必要事項を記入し、切手及び写真を貼付のうえ、提出してください。

※郵送の場合は、封筒の表に「受験申込」と赤字で記入し、簡易書留で送付してください。

○受験票の送付

受験申込者には、第1次試験日の10日前ごろに受験票を送付します。

試験直前になっても受験票が届かない場合は、職員課にお問い合わせください。

(2) 受付期間

令和5年7月1日（土）から令和5年8月10日（木）まで（必着）

※職員課へ直接持参される場合は、受付期間の最終日の17時15分までを期限とします。

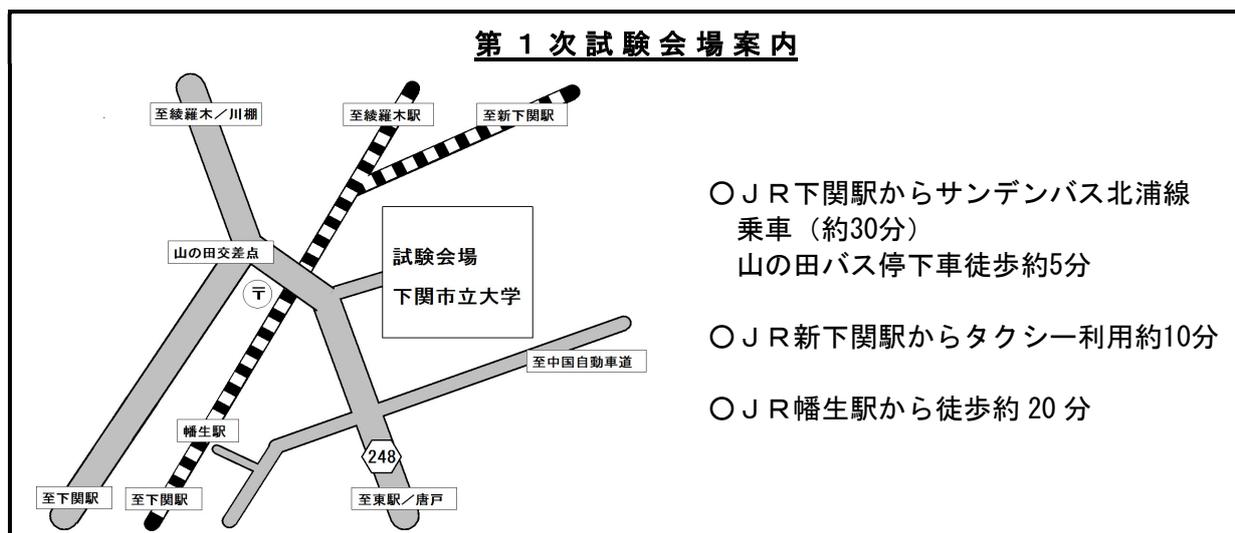
(3) 他の職種との併願について

同一日程で実施される、下関市職員採用試験の他の試験区分との併願はできません。

5 試験結果の提供

採用試験の結果については、口頭による提供の申出をすることができます。
申出ができるのは本人に限られます。電話等での申出では提供できませんので、受験者本人が受験票と本人であることが証明できる書類（運転免許証など）を持参のうえ、職員課へ直接おいでください。

試験	提供の申出ができる者	提供内容	提供期間
第1次試験	受験者本人	第1次試験の科目別得点及び順位	合格発表日（※）から令和6年3月31日まで
第2次試験		第2次試験の総合得点及び順位	※第1次試験の合格者への提供は、第2次試験の合格発表日以降になります。



下関市 総務部 職員課

〒750-8521 下関市南部町1-1（市役所本庁舎東棟4階）
電話（083）231-1140
<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>
